

児童虐待死亡事例検証報告書

平成25年1月

北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証・処遇部会

目 次

はじめに	1
I 検証の目的・方法	1
II 事例の概要等	1
1 事例の概要	1
2 家族構成及び家族の状況	2
3 事例に至る経緯	2
4 児童相談所の対応経過	3
III 検証により明らかとなった課題・問題点	6
1 児童相談所の対応について	6
(1) 一時帰省の対応（第1期）	6
(2) DV情報への対応（第2期）	7
(3) 入所措置解除から継続指導に至る対応（第3期）	8
(4) 全体を通じての危機意識	10
2 児童相談所の体制について	11
3 児童相談所と関係機関の関係について	12
(1) 市役所	12
(2) 施設	12
(3) その他関係機関	13
IV 再発防止に向けて	14
1 入所措置児童への対応について	14
2 一時帰省のあり方について	14
3 DVへの対応について	14
4 措置解除の対応について	15
5 危機意識の徹底について	15
6 児童相談所の体制整備について	15
(1) 適切な人員配置について	15
(2) 専門性の確保について	15
7 関係機関の連携のあり方について	16
(1) 要保護児童対策地域協議会の活用について	16
(2) 関係機関相互の意思疎通について	16
8 家族支援について	16
おわりに	17
参考資料	18

はじめに

平成24年10月24日、登別市において、14歳の女子児童が児童虐待によって尊い命を失うという、誠に痛ましい事件が発生した。

この事例は、児童相談所が知的障がい児施設に入所措置していた児童について、児童及び実母の意向を踏まえて入所措置を解除し継続指導としたが、同居男性の暴行により死亡したものである。

北海道では、21年3月にも稚内市で、児童相談所が虐待通告を受けていたにもかかわらず、虐待と判断できず、4歳の男子児童が死亡する事件が発生しているところである。

児童相談所をはじめ、市役所、施設など関係機関が関わりを持ちながら、なぜこうした事件が起きてしまったのか、再発防止に向けどのように対応していくべきかなどについて検証を行った。

I 検証の目的・方法

この検証は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づき、児童がその心身に著しく重大な被害を受けた児童虐待事例について分析を行い、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童のケア並びに保護者の指導・支援のあり方等について検証するものである。

本検証・処遇部会では、本事例に関わった室蘭児童相談所をはじめとする関係機関や実母等の関係者からヒアリングを実施するなどして、事実関係の把握、発生要因の分析等を行い、再発防止策を検討した。

なお、本検証は、児童虐待の再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追求、関係者の処罰を目的とするものではない。

(ヒアリング実施状況)

・児童相談所	平成24年12月	8日	10:25～15:50
・登別市役所	〃	12月7日	8:55～10:50
・A知的障がい児施設	〃	12月10日	13:05～14:45
・B養護学校分校	〃	12月10日	14:55～16:20
・C中学校	〃	12月7日	11:00～12:00
・実母	〃	12月7日	13:00～14:45
・同居女性	〃	12月7日	15:15～16:55
・同居男性	平成25年	1月28日	10:00～11:00
・実姉及びD障がい者施設	平成24年12月	6日	13:00～14:45
・NPO法人	〃	12月8日	9:00～10:15

II 事例の概要等

1 事例の概要

平成24年10月23日、登別市において、同居男性が14歳女子児童の胸などを殴ったところ、翌24日、女子児童は意識を失い、同居男性の119番通報により、室蘭市内の病院に救急搬送されたが、同日17時過ぎに死亡が確認された。

死因に不審を抱いた病院が、室蘭警察署に通報し、同居男性は、翌25日に傷害容疑で逮捕され、翌26日に傷害致死容疑で送検、11月15日に傷害致死罪で起訴された。

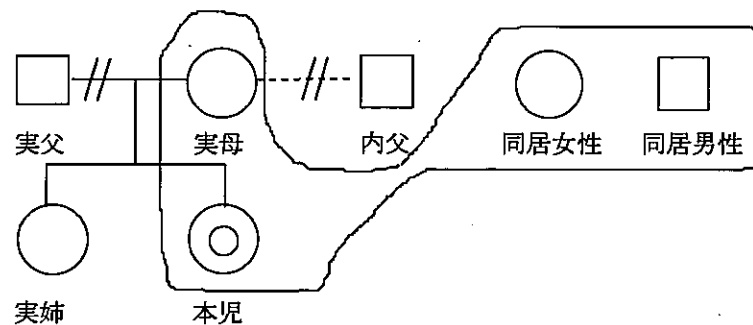
なお、司法解剖の結果、死因は内臓破裂と判明した。

2 家族構成及び家族の状況

実母	42歳	パート	
本児	14歳	中学校3年生	死亡した女子児童
同居男性	41歳	無職	傷害致死容疑で起訴
同居女性	33歳	パート	住宅の借主
実姉	20歳	別居	障がい者施設入所中

〈年齢はいずれも事例発生時のもの〉

(家族関係図)



- ・ 児童相談所が本児及び実姉について通告を受けた平成18年9月の時点で、実母には内夫がいたがその後離別している。
- ・ 実母と同居男女は、19年夏頃から同居女性が借主となっているアパートに同居し、23年10月に、アパートの取壊しに伴い、事件のあった住居に転居している。
- ・ 本児は、18年10月に知的障がい児施設に入所し、24年9月14日に退所している。
- ・ 実姉は、本児とともに同じ施設に入所していたが、23年3月末に退所し障がい者施設に入所している。

3 事例に至る経緯

児童相談所は、平成18年9月に家出をした本児及び実姉を一時保護した後、知的障がい児施設に入所措置を行った。入所後、二人は19年夏から夏冬の休みに一時帰省していたが、20年夏の帰省を契機に消極的となり、20年冬から帰省していなかった(第1期)。

実母は、19年夏頃から同居男女と同居しており、21年5月、市などから、配偶者からの暴力(以下「DV」という。)を同居男性から受けているとの情報が寄せられ、その後22年10月まで居所が不明となっていた。23年3月に実姉が施設を退所した後、本児の希望もあり同年冬から帰省を再開した(第2期)。

24年夏も帰省していたところ、帰省期間が終了しても本児は施設に帰ることを拒否した。児童相談所では、施設に戻るよう市や施設と連携しながら本児及び実母、同居男女と面接するなどしたが、本児及び実母の家庭復帰の意向は強く、9月14日、入所措置を解除し継続指導とした。

そうした中、本児は10月23日に同居男性から暴行を受け、翌日死亡が確認され、事例に至った(第3期)。

※詳細は、「4 児童相談所の対応経過」のとおり

4 児童相談所の対応経過

年月日	対応経過
18年 18.9 度 ～10	<p>【一時保護・施設入所措置】 第1期</p> <p>○家出した本児(8歳、小学3年)及び実姉(13歳、中学2年)について、室蘭警察署から身柄付き通告を受け一時保護した後、A知的障がい児施設へ入所措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待(ネグレクト)と判断される家庭状況が見られ、本児らに軽度の知的障がいがあることがわかったことから、安心して生活できる環境と療育訓練を提供するため、実母の同意を得て知的障がい児施設に入所措置 ・重症度は高くないネグレクトケースと判断し、中長期的な処遇方針で「面会や帰省等の交流を通じ母子関係の改善を図ること」とした。 <p>※本児及び実姉、小中学校転校</p> <p>【冬休みの一時帰省の相談】</p> <p>18.12 ○実母から一時帰省の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問により住居を確認し、帰省には実母の送迎が必要なこと、帰省期間中は子ども達だけで過ごさせないこと等が条件である旨説明 <p>※実母の都合により帰省は実施せず</p>
19年 19.7 度	<p>【夏休みの一時帰省】 ※19年夏頃男性と同居</p> <p>○実母から一時帰省の相談と住所変更(女性のアパートに同居)の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票を確認するとともに家庭状況等を実母から電話で確認し、8/1～14で帰省了承 <p>※一時帰省(本児及び実姉)8/1～14</p> <p>19.11 ○施設から施設在籍児童指導経過票を受理</p> <p>【冬休みの一時帰省】</p> <p>19.12 ○実母から一時帰省の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭状況等を実母から電話で確認し、12/27～1/9で帰省了承 ・実母の仕事が忙しく、事前の家庭訪問に対応できないため、帰省中に家庭訪問を予定(家庭訪問未実施) <p>※一時帰省(本児及び実姉)12/27～1/9</p> <p>20.3 ※実姉、中学校卒業(高等養護学校に進学)</p>
20年 20.7 度	<p>【夏休みの一時帰省】</p> <p>○施設から一時帰省の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実母に家庭状況等を電話で確認し、7/31～8/13で帰省了承 <p>※一時帰省(本児及び実姉)7/31～8/13</p> <p>20.11 ○施設から施設在籍児童指導経過票を受理</p> <p>○施設との連絡協議会に出席し、本児らの状況等について情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設から、子ども達は夏の帰省でよい思いをしていない旨の情報提供 <p>【冬休みの一時帰省の見送り】</p> <p>20.12 ○施設から一時帰省の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設が子ども達の意向を確認したところ、家が汚いなど夏の帰省でよい思い出がなく消極的だったことから、家庭状況の確認を依頼される。

年月日	対応経過
20 年 度	20.12 ○家庭訪問を実施し、実母、同居女性、同居男性と面接 <ul style="list-style-type: none"> ・実母は、夏帰省時の対応については、子ども達に原因があるかのような発言に終始 ・実母は日中勤務、同居女性は夜間勤務、同居男性は仕事で当地に来ているとのことだが、ほとんどアパートで過ごしている様子（同居男性の存在をはじめて把握） ・家が衛生的でないことなどから帰省の判断は保留し、子ども達の意向を確認した上で判断することとする。 →子ども達の意向（実姉:希望せず、本児:一人なら帰らない）を尊重し帰省見送り
21 年 度	<p>【DV情報を把握】 第2期</p> 21.5 ○市及びNPO法人から、同居男性の同居女性及び実母に対するDV情報が寄せられる。 ※その後、実母と連絡がとれなくなる。
	21.7 ○施設を訪問し、本児の療育手帳の更新に係る心理判定、面接を実施
	21.11 ○施設から施設在籍児童指導経過票を受理
22 年 度	22.4 ※本児、養護学校分校中学部に進学
	22.10 ※実母の連絡先把握
	22.11 ○施設から施設在籍児童指導経過票を受理
	23.2 ○施設との連絡協議会に出席し、本児らの状況等について情報交換
	23.3 ※実姉、高等養護学校卒業し施設を退所（4/1 D障がい者施設入所）
23 年 度	23.11 ○施設から施設在籍児童指導経過票を受理 【冬休みの一時帰省】
	23.11 ○実母から一時帰省の相談とアパート取壊しのため10月末に引っ越した（同居継続）旨の報告
	23.12 ○家庭訪問を実施し、実母、同居女性、同居男性と面接 <ul style="list-style-type: none"> ・今春実姉が施設退所し、本児から帰省したい旨の訴えがあった。 ・同居人とは19年夏頃から同居。実母の仕事は昼と夜。家は片付いている。 ・家は衛生的で、実母の生活状況は安定、同居人も協力的であると判断し、実母が仕事を休み付き添うことを条件に12/30～1/6で帰省了承 ※一時帰省 12/30～1/6
24 年 度	24.6 ○施設を訪問し、本児の療育手帳の更新に係る心理判定、面接を実施 第3期 【夏休みの一時帰省・入所措置解除・継続指導】
	24.7 ○実母から一時帰省の相談 <ul style="list-style-type: none"> ・実母に家庭状況を電話で確認したところ、前回と同様の状況であることから、仕事を休み付き添うことを条件に8/2～8/15で了承 ・8/7に家庭訪問し、家庭状況の確認と本児の今後の進路等を相談することとする。 ※一時帰省 8/2～8/15
	8.7 ○家庭訪問するが、実母及び本児不在。数回電話するも連絡とれず。
	8.15 ○実母から電話 <ul style="list-style-type: none"> ・本児は施設に戻ることを拒否しており、引き取りたい。当所から本児に対し、一旦施設に戻って検討しようと説得するが戻りたくないの一点張り ・改めて電話するとして電話が切られた後、連絡がとれなくなる。

年月日	対応経過
24 年 度	<p>8.16 ○家庭訪問するが鍵がかかっており不在。児相に連絡するよう記したメモを郵便受けに投函</p> <p>○市及び施設と家庭状況について情報交換</p>
	<p>8.17 ○援助方針会議を開催し、再度家庭訪問し会えない場合は、出頭要求を行うことを確認</p> <p>○市と情報交換</p> <p>○家庭訪問するが不在のため、出頭要求告知書を郵便受けに投函</p> <p>○実母から電話があり、仕事が忙しく不在にしていたとのこと。8/21に家庭訪問を予定</p> <p>※B養護学校分校、施設から本児が帰寮を拒否している旨の連絡を受ける。</p>
	<p>8.21 ○家庭訪問し、実母、本児、同居女性と面接</p> <p>・本児の施設での不満や今後の進路等について聞き取り。市内の学校等の事情を知りたいとのことから、再度市と訪問することとする。</p> <p>○施設と家庭状況について情報交換</p>
	<p>8.29 ○市と家庭状況について情報交換</p>
	<p>8.31 ○市と家庭訪問し、実母、本児、同居女性と面接（本児の希望で途中から同居男性も加わる）</p> <p>・本児は「施設には絶対戻りたくない、母と一緒に働く」の一点張り。実母も本児の希望を叶えてあげたい考え。同居男性は「何度も施設に戻るよう促したが、その度に泣いて嫌がるのでどうしようもない」との考え</p>
	<p>9.5-10 ○本児と施設関係者の面接について調整するも、本児が強い拒否感を示し未実施</p>
	<p>9.13 ○市と家庭状況について情報交換</p> <p>○家庭訪問し、実母、本児、同居男性、同居女性と面接</p> <p>・本児の施設に戻らない意思は固いことから、実母に、本児を中学に通わせること、学校や児相がいつでも連絡がとれる連絡先を教えること等を確約してもらい、守られない場合は児相の指導に従う旨の誓約書を提出させる。</p>
	<p>9.14 ○援助方針会議開催</p> <p>・市も含め対応してきたが、本児は施設に戻ることを拒み続けている。同居女性が本児の面倒を見ており、養育は可能と考えられることから、誓約書の遵守を確約させ、入所措置を解除し、継続指導とする。</p> <p>○市及び施設に、入所措置を解除し、継続指導とした旨を連絡</p> <p>○施設と転校手続等について相談</p>
	<p>9.18,20 ○市と家庭状況について情報交換</p>
	<p>9.19-21 ○実母と電話、家庭訪問により転校等について相談</p>
	<p>10. 2 ※本児、C中学校（特別支援学級）に転入</p> <p>○市から特別支援学級在籍が決定し元気に通学している旨の連絡</p>
	<p>10.9-12 ※本児、学校欠席</p> <p>（学校は家庭訪問をしようとしたが、風邪を理由に断られる。）</p>
	<p>10.23 ※C中学校、家庭訪問を実施</p> <p>※事件発生（10/24 女児死亡）</p>

Ⅲ 検証により明らかとなった課題・問題点

1 児童相談所の対応について

(1) 一時帰省の対応（第1期）

<家庭状況の確認が不十分なまま、一時帰省を慣例的に実施していた>

- 一時帰省は、子どもを虐待のあった家庭に戻すものであるから、親子交流の促進等の目的を踏まえ、子どもや家庭状況等に留意して慎重に実施する必要がある。
- 本ケースにおいては、18年10月に施設入所した後「帰省等により母子関係の改善を図る」とした処遇方針に沿って、20年夏まで夏冬の休みに一時帰省を実施しているが、その間に同居人の出現や住所変更、子ども達が帰省に消極的となる等の家庭状況の変化があったにもかかわらず、調査、検討が十分とは言えず、これまでの帰省で、特に問題がなかったとの認識から慣例的な実施となっていた。
- とりわけ20年冬は、夏の帰省を契機に子ども達が帰省に消極的となったことや、家庭訪問によりはじめて同居男性の存在を把握していることから、このような状況変化を踏まえて、家庭状況の調査、検討を行うべきであった。

(対応経過)

- ・ 18年10月、知的障がい児施設施設への入所措置をとっているが、本ケースについては、「重症度の高くないネグレクトケース」と判断し、「中長期的には、面会や帰省等により母子関係の改善を図ること」として、親子交流を促すこととしていた。
- ・ 18年12月の実母からの一時帰省の相談については、処遇方針を踏まえ、家庭状況を確認し、帰省期間中は子ども達だけで過ごさせない等の条件を付して了承したが、実母の都合により、帰省は実施しなかった。
- ・ 次の19年夏の一時帰省の相談においては、実母から「住所変更し、女性と同居した」旨の連絡があったが、前回の相談で面接していたこともあり、電話のみの確認で帰省を了承しており、家庭訪問や同居人との面接は行っていない。
- ・ その後、19年冬、20年夏と続けて一時帰省を実施しているが、19年夏の一時帰省と同様に、実母に電話で家庭状況を確認したのみで了承し、実施状況についても確認していなかった。
- ・ 20年冬の一時帰省を前に状況に変化が現れる。施設で子ども達の意向を確認したところ、前回（同年夏）の帰省で家が汚い等よい思い出がなく消極的だったため、施設は児童相談所に家庭状況の確認を依頼し、児童相談所は20年12月に家庭訪問を行っている。
- ・ この家庭訪問により、男性と同居していることがはじめてわかり、実母、同居女性及び同居男性と面接した。仕事については、実母は日中勤務、同居女性は夜間勤務、同居男性は仕事の関係で当地に来ているとのことであったが、ほとんどアパートで過ごしている様子だった。家はきれいとはいえない状況だった。夏の帰省時の対応については、実母は子ども達に原因があるかのような発言に終始した。
- ・ 児童相談所はこうした状況を施設に伝えるとともに、帰省については子ども達の意向を踏まえて判断することとし、施設で子ども達に帰省の意向を改めて確認したところ、実姉は帰省を希望しない、本児は一人では帰らないとの意向であったことから、帰省は見送りとした。

(問題点)

- ・ 一時帰省は、子どもを虐待のあった家庭に戻すものであるから、親子交流の促進等の目的を踏まえ、子どもや家庭状況等に留意して慎重に実施する必要がある、家庭状況の変化を確認して対

応する必要があった。

- ・ 19年夏ははじめての帰省であり、実母と同居人の関係や暮らし振り、帰省時の子ども達への対応等について確認し、施設とも十分協議した上で帰省の適否を判断すべきであったし、帰省の実施状況についても確認すべきであった。
- ・ とりわけ20年冬の場面では、同居男性の存在をはじめて把握し、子ども達の気持ちも夏の帰省を契機に消極的になっているという変化を踏まえると、施設と十分情報交換を行い、子ども達の気持ちや家庭状況を調査、検討し、帰省の対応を含め子ども達の処遇について見直しが必要な点か検討すべきであった。

(2) DV情報への対応 (第2期)

<DV世帯への対応の困難性を踏まえ、より丁寧な対応が必要であった>

- 21年5月、市及びNPO法人から同居男性の実母及び同居女性に対するDV情報が寄せられて、その後実母は22年10月まで居所が把握できずにいた。
- 23年冬の一時帰省再開に当たっては、家庭状況の変化を踏まえ、DV情報について関係機関と情報交換を行うとともに、家庭状況を十分調査、検討した上で、適否を慎重に判断する必要があった。

特に、DV情報については、DVは暴力による支配が根底にあり、その関係性の改善は容易ではないということを念頭において対応する必要があったが、DV世帯への対応の困難性を踏まえ、より丁寧に工夫した対応が必要であった。

(対応経過)

- ・ 21年5月、市及びNPO法人から同居男性の実母及び同居女性に対するDV情報が寄せられ、その後実母は22年10月に連絡がつくまで、居所が把握できない状況となっていた。
- ・ 本児及び実姉は、20年夏を最後に一時帰省は実施していなかったが、23年11月、実母から引っ越した旨の報告と本児が一人で冬の一時帰省を希望している(実姉は23年3月に施設を退所し障がい者施設に入所)旨の相談があり、児童相談所では家庭訪問を実施し、実母、同居女性、同居男性と面接を行った。
- ・ 面接では、実母から、同居男女とは19年夏頃から同居していること、同居男女は本児のことを可愛がっていること、仕事は昼夜勤務していることなどを確認し、また、家の中は片づいていることから生活に安定感を感じたとの評価であった。
- ・ 児童相談所では、実母の2週間の帰省希望に対し、20年夏以来の帰省であることから8日間とし、また、同居男性がいることを踏まえ、実母は仕事を休み本児に付き添うことを条件に帰省を認めたが、事後に条件が守られたか等の確認は行っていない。
- ・ 基本的にこれまで一時帰省を実施してきた流れを踏襲しており、DV情報についても、その後DVに関する情報がなかったことから関係機関との情報交換などは行っていなかった。

(問題点)

- ・ DV情報があった中での一時帰省の再開であり、関係機関と連携して情報交換を行うなどDV情報に留意しながら、同居男性との関係や暮らし振り、子どもが帰省した際の対応などについて十分確認した上で慎重に判断すべきであった。また、一時帰省の実施状況の確認もすべきであった。
- ・ 特に、DVについては、一般的に過去にDV被害があったものの、現時点で確認できない場合については直接的な対策を執りにくいなど、DV世帯への対応には困難性を伴うが、DVは暴力による支配が根底にあり、その関係性は容易に改善されないことを念頭に、情報が入った時点で

関係機関と情報交換を行うなど丁寧に対応するとともに、家庭訪問や面接の方法、DV に対する対処方法の助言についても工夫する必要があった。

(3) 入所措置解除から継続指導に至る対応（第3期）

<措置解除に当たって、関係機関相互に問題意識が共有されていなかった>

- 24年夏の一時帰省最終日の8月15日、実母から本児が施設に戻ることを拒否している旨の連絡があり、児童相談所では、市や施設と連携しながら施設に戻るよう説得したが、最終的に本児及び実母の意向を踏まえ、9月14日に入所措置を解除し、継続指導とした。
- 家庭復帰の適否の判断に当たっては、子どもの最善の利益の観点に立って、子どもの意思や家庭状況を確認し、客観的・総合的に判断する必要があるが、道の要領では「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を参考にして判断することとされているが、チェックリストを用いたアセスメントは行っておらず、実母及び同居男女のもとでの養育についての検討が十分ではなかった。
- 入所措置を解除する際には、関係機関が参加する要保護児童対策地域協議会を開催することが望まれるが開催されていなかった。その理由として、それまで児童相談所が市などと情報交換しながら対応してきたことがあげられるが、そのため関係機関相互に情報や問題意識が共有されてないまま、措置解除となっている。

(対応経過)

- ・ 24年7月、児童相談所は、夏の一時帰省について前回同様実母が仕事を休み本児に付き添うことを条件に了承し、8月7日に家庭訪問し今後の進路等を聞くこととしていた。
- ・ 8月7日、家庭訪問したが実母及び本児は不在で、連絡がとれない状況になっていたところ、帰省終了日の8月15日、実母から「本児が施設に戻ることを頑なに拒否しているので、引き取りたい」旨の電話があり、児童相談所は本児に一旦施設に戻って検討しようと言説したが、本児は戻りたくないの一点張りの状況だった。
- ・ その後実母から連絡がなく家庭訪問しても不在であったことから、17日に援助方針会議を開催し、実母に対し出頭要求を行うこととした。同日家庭訪問し（不在）、出頭要求告知書を郵便受けに投函してきたところ、実母から仕事が忙しく不在にしていた旨の電話があり、21日に家庭訪問することとなった。
- ・ 21日の家庭訪問では、実母、本児、同居女性と面接した。実母は、本児が施設に帰りたくないというので引き取る考えで、市内の学校の状況等を知りたい旨の要望があったことから、市と再度訪問することとした。
- ・ 31日の家庭訪問では、市も同席し、最初、実母、本児、同居女性と面接した。本児は、「施設には戻りたくない、母と一緒に働く」の一点張りであり、実母も本児の希望を叶えてあげたい考えであった。途中から本児の希望により、同居男性も同席し、同居男性からは「何度も施設に戻るよう促したが、その度に泣いて嫌がるのでこれ以上どうしようもない」との考えが示された。
- ・ 9月5日以降、本児と面接したいという施設の意向を踏まえ、本児と施設関係者との面接の実施について調整したが、本児が施設関係者と会うことを頑なに拒否し、実現することはできなかった。
- ・ 児童相談所は、9月13日、再度家庭訪問を行い、実母、本児、同居男性、同居女性と面接を行ったが、本児から施設に戻らない意思が改めて示され、同居人も養育に協力する姿勢だったことから、実母に対し、本児を中学に通わせること、いつでも連絡が取れる連絡先を教えることな

どを記した誓約書を提出させた。

- ・ こうした経過を経て、14日に所内で援助方針会議を開催し、本児の入所措置を解除し、継続指導とすることを決定するとともに、市及び施設にその旨連絡した。

(問題点)

- ・ 入所措置を解除し、家庭復帰を認めるに当たっては、子どもの最善の利益の観点に立って、子どもの意思や家庭状況を確認した上で、家庭での養育が子どものためになるかを客観的・総合的に判断する必要があるが、家庭での養育についての懸念から実母に誓約書を提出させるとともに、同居人の養育に協力する姿勢が認められることなどから家庭復帰を認めている。
- ・ 道の児童相談所業務取扱要領では「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を参考にして、客観的・総合的に判断することとされているが、本ケースではチェックリストを用いたアセスメントは行っておらず、通学ができるかどうかなどを確認し家庭復帰を認めている。子どもの感情が優先された感があり、実母及び同居男女のもとで養育されることの妥当性や問題点について十分検討されていなかった。
- ・ また、DV情報についても、21年5月以降情報がなかったことから、入所措置解除に当たって関係機関と情報交換を行うなどの対応はとられていなかった。
- ・ 入所措置を解除する際には、関係機関が参加する要保護児童対策地域協議会を開催することが望まれ、当部会が実施したヒアリングでは、市や中学校は家庭状況等から相当の危機意識を持っていたことが確認されたが、協議会は開催されていなかった。
- ・ その理由として、それまで児童相談所が市などと情報交換しながら対応してきたことがあげられるが、協議会が未開催のため、関係機関相互に情報や問題意識が共有されないまま、措置解除となっている。

<継続指導の内容が関係機関と協議されておらず、地域の受入体制が十分ではなかった>

- 9月14日以降の継続指導に当たっては、きめ細かな支援が必要であり、その内容を関係機関と協議し具体的に定めておくべきであったが、要保護児童対策地域協議会が開催されていないこともあり、継続指導の内容が関係機関と協議されておらず、地域の受入体制が十分ではなかった。
- C中学校に転校した10月2日以降、中学校では家庭状況を踏まえ、細心の注意を払いながら本児に対応していたが、その問題意識は関係機関で共有されていなかった。

(対応経過)

- ・ 9月14日の措置解除後、児童相談所では、転校の手続等について市や施設と連絡をとるとともに実母とも面接や電話で対応していた。
- ・ 10月2日、本児はC中学校の特別支援学級に転校し、中学校では、家庭状況を踏まえ、女性教諭にも協力してもらい、細心の注意を払いながら本児に対応していた。
- ・ 10月9日、実母から中学校に、風邪で休むとの連絡があり、12日まで欠席したが（家庭訪問は風邪を理由に断られる）、その後は普通どおり通学していた。
- ・ 10月23日、中学校は家庭訪問を行い、進路等について話を聞くとともに家庭状況を確認した。
- ・ 同日夜、本児は同居男性に殴打され、翌日死亡が確認された。なお、関係者のヒアリング等から同居男性が本児に暴力を振るうようになったのは、措置解除後本児との同居生活が始まってからのことと史料される。

(問題点)

- ・ 9月14日以降の継続指導に当たっては、きめ細かな支援が必要であり、児童相談所をはじめ

関係機関は、支援内容を協議し具体的に定めておくべきであったが、要保護児童対策地域協議会が開催されていないこともあり、継続指導の内容が関係機関と協議されておらず、地域の受入体制が十分ではなかった。

(4) 全体を通じての危機意識

<全体を通じて危機意識を強くもって対応する必要があった>

- 施設入所措置後、同居男女の出現、子ども達が帰省に消極的となる、DV情報など、家庭状況等に変化があったが、当初の「重症度の高くないネグレクトケース」との判断にとらわれ、調査、検討を十分行わないまま、一時帰省を実施していた。
- また、最終的に実母及び本児の意向を尊重して、措置解除し継続指導としたが、措置解除に当たってもアセスメントが適切に行われておらず、市に対しても、要保護児童対策地域協議会の開催を要請していないなど、全体を通じて、子どもや家庭の状況変化に対し、危機意識を強くもって対応する必要があった。

(対応経過・問題点)

- ・ 19年7月、はじめての一時帰省で、実母から住所変更し、女性と同居した旨の連絡があったが、電話のみの確認で終わらせており、家庭訪問や同居人との面接は行っておらず、実母と同居人の関係や暮らし振り、帰省時の子ども達への対応等について確認していなかった。
- ・ 20年12月、施設から「子ども達が20年夏の帰省でよい思い出がなく帰省に消極的となっており家庭状況を確認してほしい」旨の依頼を受け、家庭訪問を実施し、その結果、同居男性の存在をはじめ把握したが、この時も同居人との関係や暮らし振り、帰省時の子ども達への対応等について十分確認しておらず、児童相談所として帰省の適否を判断していなかった。
- ・ 21年5月に市などから同居男性の実母及び同居女性に対するDV情報が寄せられ、その後22年10月まで実母と連絡がつかない状況があった後の23年10月、実母から本児の一時帰省の要望があり、家庭訪問を実施しているが、この時も同居人との関係や暮らし振り、帰省時の子ども達への対応等について十分確認しておらず、DV情報についても関係機関と情報交換するなどの対応をとらないで、一時帰省の再開を認めている。
- ・ 24年夏の一時帰省においては、8月7日に家庭訪問したが実母及び本児は不在で、連絡がとれない状況になっていたところ、帰省終了日の8月15日、実母から「本児が施設に戻ることを拒否しており、引き取りたい」旨の電話があり、その後再び連絡がとれなくなったため、児童相談所では17日に実母に対し出頭要求を行った。
- ・ その後実母から電話があり、関係機関と連携して家庭訪問などを行い、施設に戻るよう説得したが、本児は家庭復帰を強く望み、実母の意向も変わらなかったため、9月13日に実母から本児を通学させること等を記した誓約書を提出させ、14日に施設入所措置を解除し継続指導とした。
- ・ 入所措置解除に当たり、家庭での養育に懸念は持っていたが、アセスメントが十分行われておらず、市に対し、要保護児童対策地域協議会の開催も要請していなかった。
- ・ その根底には、「重症度の高くないネグレクトケース」という当初の判断にとらわれて対応してきた経過があり、措置解除においても、これまで一時帰省を実施してきていることから、家庭復帰しても対応可能と考えていたところがあり、全体を通じて、子どもや家庭の状況変化に対し、危機意識を強くもって対応する必要があった。

2 児童相談所の体制について

<入所措置児童の対応まできめ細かく手が回っていない状況がある>

- 児童福祉司については経験不足の者も多く、それを補う研修も十分とはいえない状況であり、また、児童福祉司をスーパーバイズする指導援助課長は、多くの業務を担っている状況にある。
- 児童相談所では、緊急的な対応が必要な虐待通告や発達相談に追われており、今回のケースのような入所措置児童の対応まできめ細かく手が回っていない状況にあると思われる。
- 室蘭児童相談所の児童福祉司の数は、国の基準を満たしているものの、虐待相談等の増加や所管区域の広域性などを考えると十分とはいえないと思われる。

(説明)

- ・ 児童相談所の相談業務は、虐待など対応が困難な事案が多くなっているが、その中核をなし、虐待通報のほか発達相談や非行相談など様々な相談に応じる児童福祉司は、主査級が充てられ8名配置されているが、児童相談所の経験がなく昇任する者も多い。
- ・ 新任児童福祉司を対象とした研修は道全体で実施されているが、求められる専門性からみて十分ではないと思われる。
- ・ 児童福祉司をスーパーバイズする役割は、指導援助課長（兼主任児童福祉司）が担っているが、児童福祉司のほかに判定援助係及び一時保護係も所管しており、非常に多忙な状況であり、業務の負担軽減を図るべきと思われる。
- ・ 今回の事例は、入所措置児童について入所措置を解除し継続指導とした直後に起きているが、児童相談所は、緊急的な対応が必要な虐待通告や地域ニーズが増加している発達相談に追われており、入所措置児童の支援まで十分に手が回らず、きめ細かな対応ができていないように思われる。
- ・ また、室蘭児童相談所の児童福祉司数は9名（主任児童福祉司を含む。）で、国の児童福祉司の配置基準は満たしているものの、虐待相談など困難事案の増加や所管区域の広域性などを考えると十分とはいえないと思われる。
- ・ こうしたゆとりのない体制が、入所措置児童に対する支援の丁寧さや慎重さに欠けた要因の一つと考えられ、更なる体制整備について検討すべきと思われる。

3 児童相談所と関係機関の関係について

児童相談所の対応の課題・問題点は上記1のとおりであり、児童相談所の側から見て関係機関との連携についても述べたが、本項では、主に関係機関の側から見た課題・問題点を整理した。

(1) 市役所

<児童相談所との連携はとれていたが、率直な意見交換がなされていなかった>

- 市と児童相談所の関係は良好で、連携・協力しながら対応していたが、市においては専門機関である児童相談所の考えを絶対視する傾向が見られ、客観的・総合的な判断がなされるためにも、率直に意見交換を行うべきだった。

(説明)

- ・ 市と児童相談所の関係は良好で、連携・協力しながら対応していたが、互いに業務が輻輳する中、市においては、児童相談所の負担への配慮や、専門機関である児童相談所の考えを絶対視する傾向がみられたが、客観的・総合的な判断がなされるよう、互いに独立した機関として率直に意見交換を行うべきだった。
- ・ 入所措置を解除する段階においては、児童相談所は、要保護児童対策地域協議会の開催を市に働きかけるべきだったが、一方、市としても、当部会が行ったヒアリングではDV情報を含めて相当のリスク意識を持っていたところであり、その旨を児童相談所に率直に伝え、要保護児童対策地域協議会の開催について話し合うべきであった。

(2) 施設

<子どもや家族を支援する中心的な存在として、積極的に支援することが必要だった>

- 一時帰省の適否等の判断は、最終的には児童相談所が行うこととなるが、子どもと日常的に接する施設は、子どもや家族への支援の中心となる存在であり、常に子どもや家庭の状況把握に努め、児童相談所と緊密に連絡を取り合いながら積極的に支援することが必要だった。

(説明)

- ・ 一時帰省の適否など児童の処遇に関わることは、最終的には児童相談所が判断することとなるが、施設は日常的に子どもに接しており、このような場を活用して、子どもの立場に立って積極的に意見を述べていくことが重要である。
- ・ 施設と児童相談所の間では、一時帰省の調整や施設連絡協議会の開催、施設在籍児童指導経過票による報告などで連絡を取り合っていたが、当部会が行ったヒアリングにおいては、虐待を受けて入所した本児への支援方針が明確でなく、一時帰省の際の保護者等との面談も十分行っていないなど、子どもや家族を支援する姿勢が伝わってこず、職員と本児との基本的な信頼関係の構築が十分できていなかったように感じられた。
- ・ 24年夏の帰省の場面においても、本児は施設に戻ることを拒み、施設関係者との面談を拒否したが、面談が可能となる方法の検討や具体的なアプローチが必要だったと思われる。
- ・ 児童相談所と施設は、親や子どもを適切に支援していくため、日頃から連携を密にして対応することが必要であり、とりわけ子どもと日常的に接する施設は、子どもや家族への支援の中心となる存在であり、常に子どもや家庭の状況把握に努め、積極的に支援することが必要だったと思われる。

(3) その他関係機関

<児童相談所等は、関係機関が情報を共有し共通認識を持つように対応すべきだった>

- 入所措置解除の場面では、本児が在籍していたB養護学校分校や転入したC中学校は、それぞれ問題意識を持って対応していたが、情報が断片的なため、共通認識を持っていたとはいえない状況だった。
- 本ケースの対応の中心となる児童相談所、市役所、施設は、分校や中学校とも情報を共有し、共通認識を持つことができるよう、情報交換を丁寧に行うなどの対応をとるべきだった。

(説明)

- ・ 24年夏の帰省において、本児が施設に戻ることを拒んだ後、児童相談所は、市及び施設と情報交換を行いながら対応しているが、分校や中学校とは直接情報交換を行っていなかった。
- ・ 分校では、施設と分校の関係において、措置児童の対応は施設が行うこととなっているため、施設からの情報提供をもとに、措置解除に伴う不安などについては施設に伝えていた。
また、中学校では市や教育委員会、分校からの情報をもとに対応しており、家庭状況等からリスクのある児童と認識し、転入後は細心の注意を払いながら対応していた。
- ・ 施設と分校との情報交換や、中学校と市・教育委員会との連携があり、これらの機関の関係において問題意識が共有されていたとしても、措置解除等の権限を持つ児童相談所との連携がなければ機動的な対応は難しい。
- ・ 当部会のヒアリングから、分校や中学校は、それぞれ問題意識を持って対応していたところであるが、情報が断片的なものとなっており、児童相談所、市役所、施設は、分校や中学校とも十分連携を図り、情報を共有し、共通認識を持つことができるよう、情報交換を丁寧に行うなどの対応をとるべきだった。

IV 再発防止に向けて

1 入所措置児童への対応について

- ・ 入所措置児童について児童相談所及び施設は、日頃から連携して子どもの最善の利益を念頭に適切な支援を行うことが求められており、入所段階から支援方針を共有し連絡を密にして、子どもや保護者等に対応することが重要である。
- ・ 今回のケースにおいては、施設入所中、両者の間では、施設在籍児童指導経過票による報告や施設連絡協議会などは行われていたものの、深まったものとなっておらず、子どもや家庭の状況の把握が十分でないまま一時帰省が実施されていた。
- ・ このため、施設においては、子どもや家庭の状況を把握し、積極的に支援する姿勢で取り組むとともに、日頃から児童相談所との連携に留意し、子どもや家庭の状況に応じてきめ細かく対応することが重要である。

また、一時帰省に当たっては、施設と児童相談所が互いに子どもや家庭の状況を確認し合い、共通認識のもとに実施することを徹底すべきである。

特に、子どもに障がいがある場合は、その特徴を踏まえて、子どもの心身の状況の的確な把握に努めることが重要である。

2 一時帰省のあり方について

- ・ 一時帰省は、虐待により施設入所中の児童についても一般的に行われているが、子どもを虐待があった家庭に戻すこととなることから、家庭状況等を十分確認した上で実施するといった慎重な対応が必要である。
- ・ 今回のケースでは、「面会や帰省等により親子交流を促進する」という処遇方針のもとに家庭状況の変化に対し十分な調査、検討が行われずに、一時帰省が実施されていた。
- ・ 現在一時帰省の適否の判断は、基本的に児童福祉司に委ねられているが、そのリスクを考慮しより適切に判断がなされるよう、所として適否を判断する仕組みを整備すべきである。

また、地域での対応が必要となることも想定される場合は、市町村等と情報を共有しておくべきである。

なお、児童が一時帰省中に施設に戻らないという事態が生じないよう、事前に一時帰省の趣旨やルールを児童や保護者に周知徹底することも必要であり、仮にそのような事態が生じた場合は、基本的に一時保護を行った上で、本人などからよく話を聴くとともに、関係機関と連携を密にして対応すべきである。

3 DVへの対応について

- ・ 今回のケースは、実母と同居男女という複雑な家庭関係であり、同居男性の実母及び同居女性に対するDV情報も寄せられており、このような家庭に子どもを戻すことの適否については十分調査を行い、慎重に検討することが必要だった。
- ・ DVを含めた家庭状況の調査、検討が十分行われなかった背景には、入所措置当初の「重症度の高くないネグレクトケース」という判断にとらわれて一時帰省を実施してきたことに加え、DV世帯に対する対応の困難性もあったものと考えられる。
- ・ このため、DVについてはその本質を理解し、実践に生かされるよう、職員研修において重点的に取り上げるなど取組を強化すべきである。

4 措置解除の対応について

- ・ 入所措置を解除し家庭復帰する場合、児童相談所は、子どもや家庭の状況を十分調査し、家庭復帰の適否を慎重に判断することが必要であり、子どもは家族のもとで地域において生活することとなることから、関係機関が情報を共有し共通認識をもって子どもや家族を支援するため、要保護児童対策地域協議会を開催することが基本である。
- ・ しかし、今回のケースにおいては、家庭復帰を判断するに当たってのアセスメントが十分に行われておらず、措置解除に際して協議会も開催されていなかったため、解除後の継続指導についても、その支援内容や関係機関の役割分担が明確になっていなかった。
- ・ 今後、児童相談所が措置解除しようとする場合は、子どもや家庭の状況を十分調査した上で「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」などを用いて適切にアセスメントを行うとともに、市町村への要保護児童対策地域協議会の開催要請を徹底し、関係機関が共通認識のもとに支援すべきである。
- ・ また、判断が難しい特殊な事案にあつては、各児童相談所に設置されている児童虐待対応プロジェクトチームを活用するなど、慎重に対応することが重要である。

5 危機意識の徹底について

- ・ 児童相談所では、虐待通報に対しては、子どもの安全を第一に通報後48時間以内の安全確認を徹底するなど、強い危機意識をもって対応しており、入所措置児童を虐待があった家庭に戻す場合は、同じように慎重な対応が必要である。
- ・ 今回のケースでは、入所措置後の一時帰省から措置を解除し継続指導とするまで、「重症度の高くないネグレクトケース」という当初の家庭状況の判断にとらわれていた面があり、状況変化に応じた適切な対応ができていなかった。
- ・ このため、虐待対応に限らず入所措置児童の対応においても、児童相談所全体で危機意識を持って取り組むよう、研修や日常業務を通じて意識醸成を図っていくことが必要である。

6 児童相談所の体制整備について

(1) 適切な人員配置について

- ・ 今回のケースにおいては、入所措置中から措置解除に至るまで、家庭状況の把握や評価といったケースワークの基本が十分できていなかったが、その背景には、児童相談所では虐待対応等に追われ、入所措置児童の対応まで十分に手が回っていない実態があると思われる。
- ・ 虐待相談の増加など、子どもや家庭を取り巻く問題は複雑多様化しており、児童相談所を取り巻く状況は年々厳しさが増している。道として、児童相談所の業務の実態把握を行うとともにそのあり方を検討し、適切な人員配置に努めていくことが必要である。

(2) 専門性の確保について

- ・ 児童福祉司は、子どもの福祉に関する相談に応じ、必要な調査・社会診断を行って子どもとその保護者らを援助・指導することとなっており、的確に業務を行うためには、児童福祉に関する十分な知識・経験が必要である。
- ・ しかし現状は、児童福祉司は知識・経験が乏しいまま昇任するケースも多く、研修も十分とは

いえないと思われることから、研修の充実を図るなど一層の資質向上に取り組むとともに、新任の児童福祉司については、研修等により一定の知識・経験を積んでから業務に就くなどの対応を検討すべきである。

また、将来を見据えて児童相談所を支えていく専門職を育成する仕組みについても検討すべきである。

7 関係機関の連携のあり方について

(1) 要保護児童対策地域協議会の活用について

- ・ 地域において保護や支援が必要な子どもや家庭については、児童相談所だけでなく地域の関係機関が連携・協力して対応する必要があり、その要となる組織として、要保護児童対策地域協議会が市町村に設置されている。
- ・ 地域で子どもや家庭を支援していくためには、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することが重要であり、児童相談所や市町村だけでなく、いずれの機関においても、開催の必要性を感じた場合は、積極的に要保護児童対策地域協議会の開催を呼びかけるようにすべきであり、市町村は開催要請に応じていくことが必要である。

また、道においては、要保護児童対策地域協議会開催の重要性を市町村に強く訴えていくことが必要である。

(2) 関係機関相互の意思疎通について

- ・ 個別ケースの対応に当たっては、地域の関係機関が情報を共有し、共通認識のもと役割分担して対応することが重要である。
- ・ 本ケースにおいては、市や施設は児童相談所と連携して対応しているが、児童相談所の判断に委ねる傾向が見られ、そのことが率直な意見交換、さらには危機意識の共有に繋がらなかったように思われる。
- ・ 関係機関がそれぞれの立場から率直に意見を述べることにより、客観的・総合的な判断が可能となるものであり、要保護児童対策地域協議会や施設連絡協議会など様々な機会を活用して、そうした望ましい関係が構築されるよう、意識的に取り組むべきである。
- ・ また、子どもや家庭に懸念される事情が生じた場合は、速やかに関係機関が集まり協議するといった機動的な対応がとれるよう、日頃から関係機関相互の意思疎通を図ることが重要である。

8 家族支援について

- ・ 虐待等により施設入所等の措置を行うケースが増えているが、親子分離が支援の終結ではなく、虐待のリスクを下げるためには長い期間にわたり家族を支援していくことが必要となる。
- ・ 家族支援は、わが子を虐待しない大人に育てる取組ともいえるが、児童相談所の権能との兼ね合いや、ケースごとに抱える課題は様々であって、標準化されたプログラムを画一的に実施するだけでは解決が図られないといった難しい問題であることも確かである。
- ・ しかし、虐待を防止する上で、世代間連鎖の抑止にもつながる重要な対策であり、道においても家族支援のあり方や取組について検討していくべきである。

おわりに

14歳の少女が児童虐待により尊い命を奪われてしまうという、誠に痛ましい事件が発生した。亡くなられたお子さんに対し、深く哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りするとともに、児童相談所をはじめ関係機関には、こうした事件が再び起きることがないように取組の強化が求められる。

児童虐待の増加をはじめとして、子どもや家庭を取り巻く問題は、複雑・多様化しており、また重篤化している。このことは、福祉、医療などの現場で児童福祉に携わっている者の偽らざる実感であり、子どもや家族をどのように支援していったらよいか、対応が難しいケースが増加している。

今回の事案の家庭も、実母と同居男性、同居女性という複雑な関係で、関係機関や関係者へのヒアリングを通じて、一時帰省や家庭復帰に当たっての慎重な対応の必要性を痛感する一方で、このような家庭に対する支援の難しさも実感させられた。

児童虐待を防止するためには、虐待を受けた子どもが安全で安心できる生活を保障するにとどまらず、適切なケアや治療を提供することによって、子どもの心身の健全な発達と自立を促し、さらには、虐待を行った親に対する治療や指導を行うといった、家族全体を支援していく視点が欠かせない。

家族支援の取組は、保護者への指導等について方法論が確立されておらず、支援体制も整備されていないなど難しい課題であるが、事例や実践に即した研究に取り組み、その成果を児童虐待の防止に生かしていくことが求められている。

児童虐待防止に取り組む上で、専門機関である児童相談所の役割は大きいですが、児童相談所だけで対応できるものではなく、関係機関が連携・協力して地域全体で取り組んでいかなければならない問題である。

関係機関の連携については、道内全ての市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されるなど一定の前進を見ており、これからは協議会を中心として関係機関が機動的に対応していくことが重要であり、関係機関の積極的な取組が期待される。

本検証の実施に当たり、関係者や関係機関の皆様には、ヒアリングに快くご協力をいただき、貴重なお話、ご意見を伺うことができた。改めて感謝申し上げます。

本報告書では、ヒアリング結果などを踏まえて、再発を防止する観点から問題点や対応策などをまとめたところであり、このような痛ましい事件が再び起こらないよう、関係機関における今後の取組に活用いただければ幸いである。

北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会
 検 証 ・ 処 遇 部 会 委 員 名 簿

所 属	役 職	氏 名	摘 要
社会福祉法人札幌療育会 ノビロ学園	施設長	遠藤 光 博	
札幌弁護士会 (橋本・大川合同法律事務所)	弁護士	大 川 哲 也	
社会福祉法人光が丘学園 光が丘学園	施設長	小 野 し の ぶ	
一般社団法人札幌市私立保育園連盟	理 事	小 野 志 美	
札幌市児童心療センター	医 長	河 合 健 彦	部 会 長
北星学園大学社会福祉学部	教 授	栗 山 隆	起 草 委 員
札幌国際大学短期大学部	教 授	品 川 ひ ろ み	起 草 委 員
北海道産婦人科医会	理 事	野 田 健	
北星学園大学社会福祉学部	教 授	田 中 耕 一 郎	臨 時 委 員

検 証 経 過

- 平成24年11月27日 第1回検証・処遇部会開催
 " 12月 6日～10日 現地調査実施 (栗山委員・品川委員)
 " 12月17日、19日 起草委員との打ち合わせ
 " 12月26日 第2回検証・処遇部会開催
 平成25年 1月10日 第3回検証・処遇部会開催
 " 1月21日、23日 起草委員との打ち合わせ
 " 1月25日 第4回検証・処遇部会開催
 " 1月28日 部会長、起草委員との打ち合わせ